

【地域包括ケア病棟】身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者様の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。
当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、
職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、
緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない医療の提供に努めます。

2. 身体拘束適正化のための体制

1) 行動制限最小化委員会の設置

身体拘束適正化のために、行動制限最小化委員会を設置し、1か月毎に開催します。

(1) 委員会の検討項目

- ・院内での身体拘束最小化に向けて現状把握及び改善についての検討をします。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討をします。
- ・身体拘束を実施した場合の代替案、拘束解除の検討をします。
- ・身体拘束最小化に関する職員研修の企画をします。
- ・発生原因、結果等を取りまとめ事例検討を実施して適正化に努めます。

(2) 行動制限最小化委員会の構成員

委員長（医師）・庶務（看護管理者）・委員（看護師、医療福祉相談員、作業療法士）

2) やむを得ず身体拘束を行う場合

患者様または他の患者さんの生命又は身体を保護するための措置として、以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、患者さん・ご家族への説明同意を得た上で例外的に必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

切迫性：患者さん又は他の患者さんの生命又は身体を危険にさらさないこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3) 身体拘束を行う場合の対応

緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合は、医師、看護師をはじめ行動制限最小化委員を中心に十分な観察を行うとともに経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力します。

具体的に以下の手順に従って実施します。

- ・患者様やご家族に対しての説明を行い、意向を確認したうえで実施します。
- ・身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ・身体拘束要件に該当しなくなった場合には、速やかに拘束を解除するとともにご家族に報告します。
- ・行動制限委員会の構成員が巡回し、3要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。
- ・行動制限委員会で集計、分析、評価を行います。

- ・拘束による患者様の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う場合の、拘束の内容、目的、理由、時間帯等について検討します。
- ・早期の拘束解除に向けた取り組みのカンファレンスを行います。

4) その他の日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・患者様主体の行動、尊厳を尊重します。
- ・言葉や応対などで、患者様の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・患者様の思いをくみとり、意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努めます。
- ・身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努めます。

3. 身体拘束廃止、改善のための職員教育

全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

毎年研修計画を作成し、1年に2回以上の全体研修を実施します。

新入職者に対する身体拘束についての研修を実施します。

4. この指針の閲覧について

身体拘束適正化のための指針は行動制限最小化委員会マニュアルに綴り、全職員が閲覧可能とする他、入院患者様、ご家族、地域の皆様からも閲覧できるように、当院のホームページへ掲載します。

※精神病床においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づいて取り扱います。

令和8年9月1日

社会医療法人杏嶺会
上林記念病院